

平成 17 年度 第 8 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 10 月 28 日（金）18:18～18:47

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、大変お待たせいたしました。第 8 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

初めに、宮内議長よろしく申し上げます。

宮内議長 お待たせしまして申し訳ございません。ただいま会議が終わりまして、その内容につきまして御報告を申し上げたいと思います。

本日は、今後の進め方といいますか、あと、実質 11 月末というところまでが非常に大きな山場だと思っておりますが、それまでの当面の取組方針、それから現在までの検討状況を内部で打ち合わせさせていただいたということでございます。

冒頭、お聞きいただいたと思いますが、私から、先月の話でございますが「経済財政諮問会議」に出まして「市場化テスト」について、これは御担当の村上大臣と御出席させていただいたわけでございますけれども、その模様につきまして御報告いたしました。これは既に御承知いただいていると思いますが「市場化テスト」につきましては、できるだけしっかりした形のを法案として来年の通常国会に出せるようにしてほしいと、これは総理からのお話もございまして、それに沿って現在、作業を進めていただいているということでございます。

内部の審議は、お手元に資料が行っていると思いますが、資料 1 と 2 が主でございます。後半の取組方針といたしまして、内容的にはただいまの話にもございましたように「市場化テスト」、これは法案づくりという極めて具体的なところに入っておりますので、これについてしっかりやっていくということ。

その他の重点検討分野につきましては、その範囲といたしましては、いわゆる本年の骨太方針の中に規制改革について触れられているという部分があるわけでありまして、我々の取扱範囲は、この骨太方針に書かれている内容を一番ミニマムという形にいたしまして、その他のものを含めまして検討を行うということを確認いたしました。

また、各ワーキンググループで担当をテーマごとをお願いしているわけでありまして、ワーキンググループだけではなかなか突破できないというようなテーマも出てくるわけでありまして、それに対応いたしまして、全委員、それから「企画委員会」の専門委員でもって構成いたします「主要課題改革推進委員会」という、この会議そのものをそっくり一つの委員会にするという形で、私が委員長という立場にさせていただきまして、その委員会と、テーマの出ているワーキンググループの委員でもって大きな問題については当たっていくということを決めさせていただきました。

この「主要課題改革推進委員会」での折衝を踏まえまして、更に重要な事項につきまし

ては「経済財政諮問会議」、大臣へのお願い、あるいは総理への裁断というようなステップを考えているということでございます。

資料1の3ページ、4ページに主要検討事項の例ということで挙げさせていただいております。本日は各ワーキンググループから現在どこまでどういう話になっているかというものの報告をいただいたということでございます。

資料2でございますが、これは当会議の運営方針ということでございますが、本年度の10月ということで、諸般、事情が変わった部分を変更させていただきました。変更点は3点ございます。

1つは、2ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほど申し上げました「主要課題改革推進委員会」を設置するということでございます。

第2点は、3ページでございます初めの「市場化テスト」を、ここにスケジュール等を入れまして、次期通常国会に提出するというところで固めていくということを入れさせていただいたということでございます。

あとは、5ページの9月、10月というところ。これは實際上、選挙等で若干遅れた部分がございますので、実際の月を入れさせていただきました。

こうすることで、今年度の運営方針を決めさせていただきまして、残りの期間活動させていただくということでございます。

それから、今日の中で、最後、ちょうどこの10月17日～11月16日、年間2回「もみじ月間」と称しまして、集中的に規制改革の要望を受け付けるということをやっております。ちょうど、今、その最中でございます。規制改革を全国的にキャンペーンするという最もいい機会でございますので、今回の場合、全国21か所でキャラバンといいますか、集会を持って、規制改革の重要性、そして実際の要望の受付ということ、あるいは個別の相談までさせていただいております。現在、この「もみじ月間」のワーキンググループは大変忙しくやっているという最中でございます。

あと、個別の報告事項は、今の資料1の3ページ、4ページに書かれましたテーマ、こればかりではございませんけれども、大体これに沿っての御報告があった。そして、質疑、意見交換等があったというところがございますので、この内容等につきまして、特に御興味のある点がございましたら、私どもでお答えするという形でお話をさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

司会 それでは、御質問のある方、御自身の所属に続けて御質問ください。

八代総括主査 ちょっと補足でよろしいですか。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 今、議長から言われた「主要課題改革推進委員会」というのができたわけですが、これの第1回として10月31日に少子化問題、少子化でも特に保育分野について公開で討論を行う予定でございます。

それから、11月8日には、同じく教育について公開討論を行いますので、よろしく願いいたします。

司会 それでは、御質問を受けますので、どうぞ。

御質問ございませんでしょうか。

記者 宮内さんにお伺いしたいんですけれども、この「規制改革・民間開放推進会議」の正当性にも関わる問題なのでお伺いしたいんですが、宮内さんと村上ファンドの関係について指摘が行われておりますけれども、宮内さんと村上ファンドとの関係について、宮内さん自身はどのように反論されますでしょうか。

宮内議長 反論というか、正当性の問題なんて頭の隅にもない話なんですけど、ファンドというのは、お金を集めて運用するわけですね。ですから、今、世界中ファンドはいっぱいできていて、私どもの会社はかぞえたことはありませんけれども、随分たくさんの方々に投資して運用をお願いしていると。その1つが、いわゆる村上さんのやっておられるファンドであると、そういう状況です。

記者 では、宮内さんと村上さんとの関係というのは、後ろにいるとか、後ろで操っているとは言わないですけれども、後ろで連なっているという表現をされる著名な方もいらっしゃると思いますけれども。

宮内議長 全くそれは事実無根であって、御存じのとおりファンドというのは、運用をするマネージャーがいるわけです。マネージャーの独立性というのは確保していると、それが確保されてないと、お金を預ける人はいませんね。それで、どういう人にお金を預けるかということ、やはりどういう考えで投資をする、そしてどういう運用方針をする、そして自分の過去こういう運用実績だったと、そういう世界中いっぱいプレゼンがあって、彼のところは大丈夫、よさそうだなということへお金を割り当てるということですね。

ですから、そういう意味ではファンドマネージャーをだれかが後ろ盾するという、それだともうこのファンドは成り立たないですね。みんな分散してしまいますから、あり得ないですね。ファンドのことを御承知だったら、そういう質問が出ること自身があり得ないことだと思います。

記者 質問というか、そういう指摘をされる方がいらっしゃるのです。

宮内議長 だから、それは全く金融の世界を御存じない方、ファンドの実体を御存じない方のお話であって、ためにする議論ということでありまして、当会議と何の関係もないと、100%関係ない話だというふうに申し上げます。

記者 あとその点で、野球協約との関係で。

宮内議長 ちょっと待ってください。それはテーマが違いますから。

記者 でも、村上ファンドはこの放送のTBSに対しても、9月末現在で株を保有していますね。

宮内議長 それは存じません。

記者 大量保有報告書で発表しているわけですね。この会議では、放送を巡るものをワ

ーキンググループで扱っているわけですね。

宮内議長 そう言いますと、私どもビジネスをやっている人間は、すべての事業に関わるわけで、私は別に過去 10 年間、自分のビジネスと関連してこの仕事をさせていただいたことは一度もないつもりでございますし、甚だそういう質問を受けることは遺憾ですね。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 「市場化テスト」で一部報道にも国家公務員の方がテストで負けた場合に、その処遇をどうするかということで人事院と話し合うかもしれないということがありましたけれども、その辺は今どんなふうにお考えでしょうか。

宮内議長 八代さん、お願いします。

八代総括主査 今、御指摘の点も「市場化テスト」の円滑な実行をするための、1つの大きなポイントなんですけど、はっきり言っているいろいろなほかにより重要なポイントがありますので、現在のところ軽く触っただけで、余りそこについては深い議論はやっておりません。

基本的には「市場化テスト」をやって、そこで仮に民が勝ったときに、国家公務員が要らなくなるということはあるわけですが、それにはまだ大分時間もかかりますので、その間配置転換等で原則として対応していただく時間的な余裕は、まだ十分あるんじゃないかというふうに考えております。

記者 それは、例えば官の中での配置転換ということですね。

八代総括主査 はい。それから、勿論欧米でやっているような、民間に移っていただくという可能性も当然あるかと思いますが、それについての制度的な担保というのは、ちょっとまだ検討の順序としては先の方になるかと思えます。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 今日の話し合いの中身を客観的に伺いたいのですが、放送と通信の融合について、どのような話し合いをされたのか教えていただけますでしょうか。

鈴木議長代理 今、それについてはヒアリングをしている最中で、かなりヒアリングも重ねておりますし、今後も進めていきます。

ただ、放送と通信の融合というのは、既に始まっている話ですね。それから、例えば、地上派放送と光ファイバーというものを放送局で、あなたは放送局ですか。

記者 そうです。

鈴木議長代理 お使いになって、僻地だけではなくて市街地の中でも放送を送るということをやっておられますね。そういうような状況で、事実として、融合云々というのはもう数年前からの話だけれども、事実としてそういうものがやられ始めている。これは当たり前のことなのですね。

そうすると、そのときの最もよいやり方というものは何でしょうという問題、これを国民の立場から考えていくと。関連して、大きな問題として横たわっている、例えば著作権の問題だとか、そういう問題もありますね。だから、そういうものを合わせて長らく言葉

だけで言われていたものが、現実の方が進んでおると。それを整理する必要があるのか、あるいはそのまま放置した方がいいのか、ここら辺も併せて考えていこうという問題です。

記者 本日の話し合いの中では、いわゆるソフトとハードの分離とか、そういったお話は含まれたんでしょうか。

鈴木議長代理 昔からソフトとハードの分離の議論はある話ですよ。何も今日に始まった問題ではない。したがって、この問題を考えるに当たっては、それも1つの問題として考えなければならないというのは当たり前のことですね。

記者 それ以上突っ込んだ話し合いというのは、今日は。

鈴木議長代理 今日は、私どもがいまやっている話を各主査から説明しただけです。今、言ったような問題は当然それを取り上げる限りにおいては、ワン・オブ・テーマとなりうる、どこまで何をやるのかというのは、今後の問題ですけれども、放送界の方からもそれらに対する御意見は聞いております。そういうことを申し上げた。

それから、更に郵政省その他からも当然意見を聞く、これも1回はやりましたけれども、2回目、3回目とやらなければいけない。そういう段階です。

それともう一つ言うならば、放送免許というのがありますが、これは5年期限があるのですね。周波数の免許も5年ですね。この問題もこういう時代ですから、更新手続きを透明なものにしないとイケませんね。勿論、現在も透明にやられておると思いますが、そういう問題も議論の中に入ってきます。この問題に関連した課題は幾つでもあるのです。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 会の今後の運営のことなんですけれども、今度新しく「主要課題改革推進委員会」というのを、適宜やっていくということなんです、そうするとこの親会のようなものの開催はちょっと減るといことになるんですか。それとは全く別なんでしょうか。

宮内議長 実際この時期になりますと、各ワーキンググループで分散してやっているんです。ですから、親会の必要性というのは、ある意味では回数としてはそう必要ではございませんので、分散してやっている中で、どうしても1つのワーキンググループでは突破できないというようなテーマについては、みんなでやろうと。これは以前も同じようなやり方でかなり動いたという実績がございますので、名前は違うんですけれども、去年は何という名前だったか忘れましたが、同じやりでございます。

記者 それでは「主要課題改革推進委員会」というのが開かれたとき、公開ヒアリングという形を取ったりいろいろだと思えるんですけれども、そのときは記者会見みたいなものは、特に予定されていないんでしょうか。

宮内議長 公開の場合は、勿論、本当は記者会見を開くまでもなく公開ですけれども、テーマによりますと、できれば公開という形を取りたいと思うんですが、ただ、相手さんが公開だったら嫌だと言われるときに、やはり何かを合意したいと思うと、やはり相手さんのおっしゃる形でやった方がいい場合もありますので、そういう場合は、適時我々としては皆様方に御報告する義務があると思っておりますので、記者会見等やらせていただきたいと

思います。

記者 そうすると、スケジュール表というのを資料の2の5ページに、12月の閣議決定を目指してやっていくということなんですけれども、それまでに、この親会というのは、大体どれぐらいのペースで。

宮内議長 親会は、恐らく余りやると皆さんの邪魔になる可能性がありますので、かなりまとまってきたところで、今から一月ぐらいは、やはり各ワーキンググループに頑張ってもらおうということの方がいいんじゃないかと思っています。

記者 そうすると、ちょっと前のことで意地悪な質問にもなるんですけども、この間、中間報告を予定していたのに、中間報告というのはなくなると、これについてのちゃんとした説明がないので、どうして中間報告というものがなくなったのかと。そこを是非お願いしたいと。

宮内議長 今年の初めには、まず、夏に中間報告をさせていただくということを申し上げたかと思うんですけども、御承知のとりの政局でございます、我々の考えでは規制改革の最も大きなテーマである郵政民営化というものが、政治の課題No.1として挙がっているということで、それを通すということは、我々から見ましても、やはり協力するのが当然だということで、ひょっとして我々の動きというのは、マイナスに動いてはいけないのではないかとということで、中間とりまとめを外部公表するのをやめさせていただいて、そのまま持っていたわけですけども、今度持ってきて、政局的に民営化もできたという段階でいいますと、7月のここまでというのと、その後、随分変わってきているわけなんです。

したがって、我々は古証文を出すよりも、12月末の最終答申に向けて、今やるのが一番大事だという判断をさせていただいたということであります。

記者 今、おっしゃった我々の動きがマイナスになったらいけないのではないかとというのは、具体的にどういうことを差しているんですか。

宮内議長 政治の動きですから、いろいろわかりませんが、ただ一例といたしまして、例えば農業問題を取り上げるというようなことによって、衆参の投票行動等に影響が出るというようなことも一つの懸念材料だったと。その他いろいろあります。思い過ごしもあったと思うんですけども。

司会 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 八代先生にお伺いしたいんですけども、先ほどの「市場化テスト」の公務員の処遇の問題、ほかにも重要な議題を先に先行されて議論されているとお聞きしましたけれども、今度の通常国会に法案として出される段階では、公務員の処遇というのはどの辺りまで整備されて、例えば民間に移る手続ですとか、省庁の方の内部移動で対応すると、どこまで制度として本当に法案に反映というか、かちつとしたものになるのかの見通しについて。

八代総括主査 それは、公務員の配転も既存の横断的な法律との調整の一つであって、ほかにも財政法であるとか、そういうものが幾つもあるわけで、それについては、最終的な法律段階では、当然一定の考慮というのが必要になってくると思います。

ただ、そのために新たな制度をつくるというよりは、とりあえず、この「市場化テスト法」というのは、基本的なイメージとして特区法と同じように、当然頻繁に改正するということを想定していますので、第一段階としては、まず省庁内部の配置転換ということで対応すると同時に、例えば官民交流法みたいなものが既にありますので、それをうまく使えるような形で、民間に行く場合は、既存のものを活用するとか、いろんな形で対応する方向で考えたいと思っております。

まだいろいろ関係省庁との調整というのは、これから初めますので、まだ具体的な方向というのは決まっております。何らかの手当をしなければいけないというのは、そのとおりだと思っております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 先ほどの主要課題改革なんですけれども、八代先生の方から公開討論で少子化と教育というお話がありましたが、そのほかにみんなでやらないと突破できない項目というのは、具体的に宮内さん、どういうところを。

宮内議長 これは、やっている間に出てくるんです。ですから、出てきたときに、これをやるうというときに、今度相手さんに折衝してきっちり対応してもらおうという事務折衝が必要ですから、これはなかなかスケジュールがつくりにくいので、今のところ、そういう形で2つですが、別に2つで終わるとは考えておりません。

司会 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 この委員会を去年も同じようなやり方をされたということなんですけれども、委員会をつくるのと、つくらないでどう違うんですか。どういうメリットが出てくるんですか。

宮内議長 ワーキンググループというのは、實際上、委員としてはお二人ぐらいしか付かない。それから専門委員2、3という形で、極めて個別具体的な細かいことを議論されていると。

そういう場合、やはり相手さんが完全に防衛に回ってきたときは、かなり陣営として疲れるわけです。ですから、そういうテーマの場合には、全員で知見も増えるということですから、またもう少し広い視野での意見交換ということもあるだろうし、あるいはワーキンググループで相手さんが出てくるよりも、もう少し上席の方と議論できるということも期待できると。

そういうことで、やはりこれはどうしても全員でやった方がいいという場合は、どれもこれもということとはなかなか時間的には無理ですけれども、やはり効果のほどは、我々は

あったのではないかとということで、また同じ形のものでやろうじゃないかということになってきたわけなんです。あった場合と、なかった場合とどう違うかということ、なかなか難しいんですが。

司会 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 もう一つ放送と通信の融合についてなんですけれども、例えばソフト、ハードの分離というものが、例えば好ましくないことの理由の一つに、例えば緊急有事に直面したときの、今日まさに内閣官房の方で訓練をやっておられると思うんですが、いわゆる国民保護の観点からの緊急放送に、例えば支障を来すということがあって、好ましくないのではないかという考え方も一つあったかとは思いますが、そういったほかの政策との整合性というのは、どのように。

鈴木議長代理 それは、内閣としてほかの政策と整合性を取るの当然です。

今、おっしゃったような緊急の問題というのは、私もこの十何年間ITをやっていますが、その頃も言われていることなのです。

ただ、その後、例えば衛星放送ができるとか、それから光ファイバー網ができるとか、携帯電話があのように爆発的に伸びるなどという予想もされていない事態が起こっていることも確かです。だから、緊急というものは、必ず1つの手法でないと対処できないのか。ここら辺は一つの大きな研究課題になると思います。

それについて、内閣として統一した方向で結論をだすのは当たり前のことです。我々は我々の立場で、そういう問題を議論して、いわゆる緊急というのは常に使われる言葉ですけれども、だから緊急の重要性は何ら否定していないけれども、それはある一つの手法に限られるのかというのは、これは随分意味が違ってきていると思います。ここら辺は当然我々の視点となって、我々がそれに対して、一つの結論を出したとしたら総理に報告して、それが閣議決定をされるのか、されないのか、これは内閣の問題です。

司会 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、会見を終了いたします。ありがとうございました。